

目 次

第1編	総論	1
第1章	区の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	区の責務及び区国民保護計画の位置づけ	1
2	区国民保護計画の構成	2
3	区国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章	区の地理的、社会的特徴	7
第5章	区国民保護計画が対象とする事態	1 1
1	武力攻撃事態	1 1
2	緊急処理事態	1 2
3	NBCを使用した攻撃	1 3
第2編	平素からの備え	1 4
第1章	組織・体制の整備等	1 4
第1	区における組織・体制の整備	1 4
1	区の各部における平素の業務	1 4
2	区職員の参集基準等	1 6
3	消防の初動体制の確保	1 8
第2	関係機関との連携体制の整備	1 8
1	基本的な考え方	1 8
2	都との連携	1 9
3	近接区との連携	2 0
4	指定公共機関等との連携	2 0
5	事業所に対する支援	2 0
6	防災区民組織等に対する支援	2 1
第3	通信の確保	2 1
第4	情報収集・提供等の体制整備	2 1
1	基本的な考え方	2 2
2	警報等の伝達に必要な準備	2 3
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 4
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 5
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	2 6
第6	研修及び訓練	2 7
1	研修	2 8
2	訓練	2 8

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	33
6	生活関連等施設の把握等	33
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	35
1	区における備蓄	35
2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章	国民保護に関する普及・啓発	36
1	国民保護措置に関する普及・啓発	36
2	住民がとるべき行動等に関する普及・啓発	36
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	37
第3編	武力攻撃事態等への対処	38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1	事態認定前における危機管理会議等の開催及び初動措置	38
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
第2章	区対策本部の設置等	40
1	区対策本部の設置	40
2	通信の確保	45
3	特殊標章等の交付及び管理	46
第3章	関係機関相互の連携	47
1	国・都の対策本部との連携	47
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	47
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	48
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
6	区が行う応援等	49
7	防災区民組織等に対する支援等	49
8	住民への協力要請	50
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続	51
第5章	警報及び避難の指示等	52
第1	警報の伝達等	52
1	警報の内容の伝達・通知	52
2	警報の内容の伝達方法	54
3	緊急通報の伝達及び通知	54

第2章	避難住民の誘導等	55
1	避難の指示の伝達	55
2	避難実施要領の策定	55
3	避難住民の誘導	58
4	想定される避難の形態と区による誘導	61
第6章	救援	67
1	救援の実施	67
2	関係機関との連携	67
3	救援の程度及び方法の基準	67
4	救援の内容	67
第7章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集	72
2	都に対する報告	73
3	安否情報の照会に対する回答	73
4	日本赤十字社に対する協力	74
第8章	武力攻撃災害への対処	75
第1節	武力攻撃災害への対処	75
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	75
2	武力攻撃災害の兆候の通報	75
第2節	応急措置等	75
1	退避の指示	76
2	警戒区域の設定	79
3	応急公用負担等	79
4	消防に関する措置等	80
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	81
1	生活関連等施設の安全確保	81
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	81
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	82
第9章	被災情報の収集及び報告	85
第10章	保健衛生の確保その他の措置	87
1	保健衛生の確保	87
2	廃棄物の処理	87
第11章	国民生活の安定に関する措置	89
1	生活関連物資等の価格安定	89
2	避難住民等の生活安定等	89
3	生活基盤等の確保	89

第4編 復旧等	9 0
第1章 応急の復旧	9 0
1 基本的な考え方	9 0
2 公共的施設の応急の復旧	9 0
第2章 武力攻撃災害の復旧	9 1
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	9 2
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 2
2 損失補償及び損害補償	9 2
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 2
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	9 3
第1章 初動対応力の強化	9 4
1 危機管理体制の強化	9 4
2 対処マニュアルの整備	9 4
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	9 5
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	9 5
5 装備・資材の備蓄	9 5
6 訓練等の実施	9 5
7 住民等への啓発	9 6
第2章 平時における警戒	9 7
1 危機情報等の把握・活用	9 7
2 危機情報等の共有	9 7
3 警戒対応	9 7
第3章 発生時の対処	9 8
1 区対策本部の設置指定が行われていない場合	9 8
2 区対策本部の設置指定が行われている場合	9 9
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	1 0 1
1 危険物質を有する施設への攻撃	1 0 1
2 大規模集客施設等への攻撃	1 0 1
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	1 0 2
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	1 0 3
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	1 0 4
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	1 0 5

組織改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日から、助役等の名称など、以下のとおり変更する。
 助役 副区長
 収入役 廃止
 収入役室 会計管理室